

○学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程

(制定 昭和37年4月1日)

改訂 昭和44年4月1日 1999年4月1日
2000年4月1日 2001年8月1日
2006年2月1日 2009年4月1日

第1条 この規程は、「学校法人東海大学教職員勤務規則」に基づき、教職員の懲戒について定める。

第2条 教職員に対する懲戒の処分及びその実施期日は、学校法人東海大学懲戒委員会(以下「懲戒委員会」という。)の議を経て理事長が決定する。その内容は人事事項として記録する。

2 医学部付属病院、医学部付属東京病院、医学部付属大磯病院、医学部付属八王子病院で発生した医療過誤については、医学部付属四病院医療過誤懲戒小委員会を設置し、懲戒委員会に答申する事ができる。

第3条 懲戒の種類は、譴責、減給、出勤停止、解任、降格、諭旨解雇、懲戒解雇とし、内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責は、始末書を取り将来を戒める。
- (2) 減給は、始末書を取り給与を減額し将来を戒める。減額する額は、1回につき「学校法人東海大学給与規程」に定める給与日額の2分の1以内とし、同一月内で2回以上適用する場合においても、合計額は同規程に定める月額給与の10分の1を超えることはない。
- (3) 出勤停止は、始末書を取り90日以内を限って出勤を停止し将来を戒める。出勤停止の期間は無給とする。無給とする額は、前号の給与日額に出勤停止日数を乗じた額とする。
- (4) 解任は、始末書を取り現在の役職位を解き将来を戒める。複数の役職位が発令されている場合の対象となる役職位は、懲戒委員会の審議の基づき決定する。
- (5) 降格は、始末書を取り現在の資格又は身分より低い資格又は身分に下げて将来を戒める。
- (6) 諭旨解雇は、退職を勧告し依願退職の扱いとする。退職金については2分の1を限度に減額することがある。
- (7) 懲戒解雇は、行政官庁の認定を受けて予告手当を支給せずに解雇し、又は行政官庁の認定を受けずに予告手当を支給して即時解雇する。退職金については支給しない。

第4条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、その程度に応じて譴責又は減給に処する。

- (1) 無断又は虚偽の理由により遅刻、早退、及び欠勤をし又は職場を離れたとき。
- (2) 正当な理由なく職制上の長の指示命令に従わなかったとき。
- (3) 就業に関する諸手続で怠慢又は不正の行為をしたとき。
- (4) 職場の安全衛生保持に反する行為をしたとき。
- (5) 素行不良により風紀秩序を乱し、又は他人に不快感を与える行為をしたとき(性的な発言を含む)。

(6) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

第5条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、その程度に応じて出勤停止、解任又は降格に処する。

(1) 学校法人東海大学（以下「本学」という。）の文書及び財産を私的に使用し又は不正に流用したり、紛失又は破損したとき。

(2) 本学との雇用契約に違反したとき。

(3) 業務に関して専断の行為をしたとき。

(4) 他人に嫌がらせ又は威圧的行為をし、苦痛を与えたとき（性的な言動を含む）。

(5) 本学勤務規則ほか諸規程に甚だしく違反をしたとき。

(6) 前条の処分が2回以上であるにもかかわらず、改悛の見込みがないとき。

(7) 正当な理由なく、人事発令その他勤務上の命令を拒否したとき。

(8) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

第6条 教職員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒解雇に処する。ただし特に情状酌量すべき事情があるときは諭旨解雇に処することがある。この場合の退職金減額の割合は、懲戒委員会の審議に基づき決定する。

(1) 氏名その他、経歴に虚偽があると判明したとき。

(2) 正当な理由なく又は虚偽の理由により、14日間以上の欠勤をした場合。

(3) 故意又は重大な過失により、本学に損害を与え又は本学の名誉を損なったとき。

(4) 他人に暴行、脅迫を加え又は嫌がらせ、威圧的行為をして、その業務を妨害し又は苦痛、恐怖を与えたとき（性的な行為をしかけた並びに行った場合を含む）。

(5) 罰金刑以上の刑に処せられたとき。

(6) 業務に関し、第三者との間に不当な報酬の授受をし、又はそれを要求したとき。

(7) 許可なく学外の業務に就き、又は他に雇用されたとき。

(8) 業務上の機密又は本学の不利益となる事項を他に漏らしたとき。

(9) 前条の処分が2回以上であるにもかかわらず、改悛の見込みがないとき、又は前条各号の一に該当しその違反の程度が特に重いとき。

(10) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

第7条 懲戒の対象となる行為を他人に教唆、扇動又は幫助したときは、懲戒に処せられる者と同様に処する。

第8条 当該行為を防止すべきであったにもかかわらず、直属の上司がその措置を怠ったときは、懲戒に処せられた者に準じて懲戒に処する。

第9条 教職員が懲戒に該当する行為により本学に与えた損害は、その教職員が懲戒に処せられても免除されるとは限らない。

2 医療過誤については、当該教職員に対して求償することができる。

第10条 理事長は、懲戒決定後直ちに当該教職員に対して、その所属機関の長を通じて懲戒処分通知書をもって通知する。

第11条 懲戒処分は、当該教職員の所属機関において周知する。周知の方法は機関の長が適切と認める方法による。

第12条 懲戒処分を学園全体に周知する場合は、学校法人東海大学広報に掲載する。学園全体に周知するか否かは懲戒委員会で決定する。

学校法人東海大学教職員の懲戒に関する規程(1695)

付 則

この規程は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (2009 年 4 月 1 日)

この規程は、2009 年 4 月 1 日から施行する。